

農業委員会 だより



美しい呉の農地を
守り育てましょう



目次

- 農業委員会制度が変わります…… 2
- 呉市の農業関係の助成制度……… 3
- 農業委員の就任……… 3
- 農業者年金に加入しましょう…… 3
- 農地の貸し借りの制度……… 4

★農地中間管理事業が始まっています

呉市農業委員会

農業委員会制度が変わります

農業委員会等に関する法律が一部改正され、平成28年4月1日から施行されました。法改正の主な内容は、農地等の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進するため、農業委員の選出方法を変更すること、農地利用最適化推進委員を新設することなどとなっています。

なお経過措置により呉市農業委員会の現在の農業委員は、任期満了の平成29年7月31日まで引き続き在任し、平成29年8月1日から新しい体制（任命制）になります。

改正の主なポイント

1 農業委員の選出方法が変わります

これまでの選出方法

選挙制と市長の選任制（議会・団体推薦）の併用

改正後の選出方法

- **市長の任命制へ一本化**
地域の農業者や団体から候補者の推薦を求め、公募も実施し、議会の同意を得て市長が任命します。
- **認定農業者を過半に。利害関係者以外も登用を。**
農業委員の過半を認定農業者とし、農業者以外で中立の立場にある者を1人以上入れることが求められます。
- **女性・青年の登用促進を**
農業委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮。
- **農業委員定数を現行の半数程度に**

2 農地利用最適化推進委員が設置されます

農業委員とは別に、各地域において農地利用最適化推進委員が新設されます。農地利用最適化推進委員は、地域の農業者や団体から候補者の推薦や公募を実施した後、農業委員会が委嘱します。

農業委員

合議体としての意思決定を行います

- 農地等の利用の最適化推進に関する指針等の作成
- 農地の貸借・売買・農地転用の許可

連携

現場活動を審議に反映



農地利用最適化推進委員

担当地域で現場活動を行います

- 担い手への農地集積や遊休農地の発生防止、新規参入の促進のための日常的な現場活動

平成28年度

呉市の農業関係の助成制度

新規就農者総合支援事業

問い合わせ：農林水産課 農業振興グループ ☎25-3318

新規就農定着 支援奨励金

呉市内で営農開始して5年以内の方に、就農初期に必要な設備・機械整備・農地取得等に要する経費を助成。100万円以内（新規就農者は経費の全額、後継者は経費の2分の1）。

実践農業技術 研修奨励金

新規就農者の就農前研修にかかる経費を助成。
呉市内認定農業者の研修受入先に一人あたり96万円を助成。

青年就農給付金 (経営開始型)

新規就農者が軌道に乗るまでの間、経営安定のため助成。経営開始1年目150万円、2年目以降は前年所得により変動します（最長5年間）。

次の条件をすべて満たすこと。

- 独立・就農時の年齢が45歳未満であること。
- 農地の所有権又は利用権を有していること。
- 必要な機械・施設を所有又は借りていること。
- 就農後の当給付金以外の所得が350万円未満であること。
- 青年等就農計画を作成できていること。

この他にも条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

担い手農家への農地集積支援

問い合わせ：農林水産課 農業振興グループ ☎25-3318

農地利用集積 促進事業

担い手への農地の利用集積を進め安定的な農業経営を推進するため、農地の借り手に助成します。
認定農業者等が新規で5年以上の借地をした場合

- 優良農地10アールあたり 25,000円
- 遊休農地10アールあたり 40,000円

有害鳥獣対策事業

問い合わせ：農林水産課 農林保全グループ ☎25-3338

防護柵等資材 購入助成事業

有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐため、防護柵等の設置や畦畔の復旧等に必要な土のう袋の購入費用の一部を助成します。

- 助成金額は事業対象資材の購入費の1/3以内で、1年度6万円以内です。

防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模な防護柵を設置する場合、必要な資材をお貸しします。耕作農地30アール以上、延長200メートル以上などの条件がありますのでお問い合わせください。

捕獲報奨金

呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した方に助成します。

- イノシシ・シカ捕獲報償金 1頭 4,000円
- イノシシ・シカ埋設報償金 1頭 5,000円（狩猟による捕獲を除く）

狩猟免許取得助成

有害鳥獣捕獲のため、新たに狩猟免許を取得した場合に、その費用の一部を助成します。

農業委員の就任について

市議会推薦による林田浩秋委員、上村臣男委員、岩原昇委員、中田光政委員が退任し、**藤原広委員**、**谷恵介委員**、**田中みわ子委員**、**土井正純委員**が3月1日付で就任されました。



藤原 広委員



谷 恵介委員



田中みわ子委員



土井正純委員

農業者年金に加入しましょう

農業経営と老後の生活を守るため農業者年金に加入しましょう。

60歳未満で、国民年金第1号被保険者の農業者（年60日以上農業に従事）であれば加入できます。加入対象者、保険料の補助制度など詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ：呉市農業委員会事務局 ☎25-3481

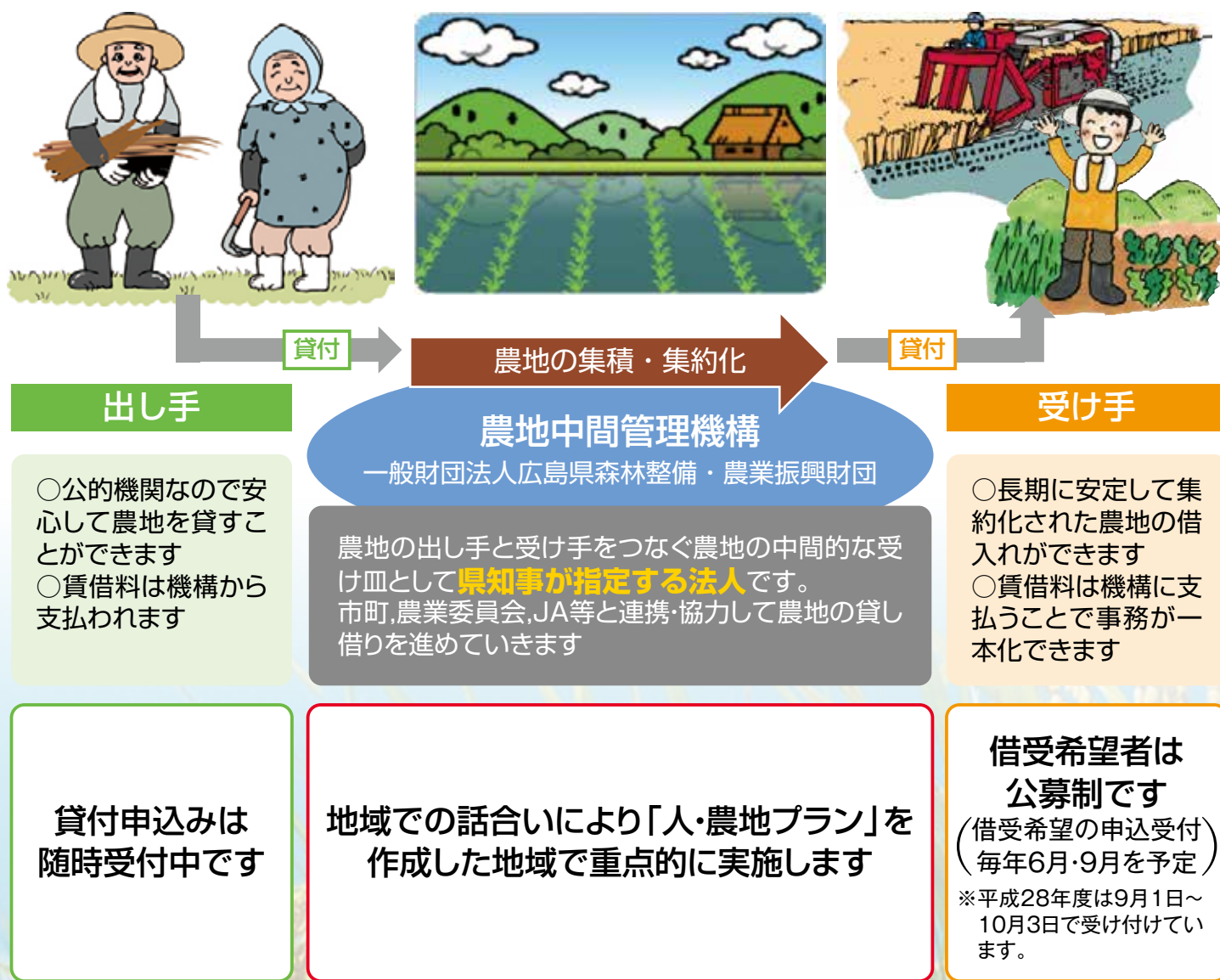


農地を貸したり，借りたりするには 次の手続きが必要です。

- ① 農地法第3条の規定による農業委員会の許可 ▶ **対象：市内全域の農地**
② 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権の設定 ▶ **対象：農業振興地域内の農地**
※ 平成26年度から利用権設定の制度を利用した「農地中間管理事業」が始まっています。

農地中間管理事業を活用してみませんか？

農地中間管理事業とは，平成26年度から始まった農地の新しい貸し借りのしくみです。



上記に関する
問い合わせ

〒730-0051 広島市中区大手町4丁目2番16号
(一財) 広島県森林整備・農業振興財団
(農地中間管理機構 事業推進課)
☎082-541-6192 (直通)・FAX082-541-5177